

告示第二十六号

平成十二年二月二日

平成十二年四月三日から発行する日本銀行券千円の様式を定  
める件

大蔵省

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成十二年四月三日から発行する日本銀行券千円の様式は、昭和五十九年十一月一日から発行する日本銀行券壹万円、五千元及び千円の様式を定める件（昭和五十九年六月大蔵省告示第七十六号）に定める日本銀行券千円の様式とする。この場合において、表の項中「黒色」とあるのは、「暗緑色」とする。

大蔵大臣 宮澤 喜一